# 移住分野「地域おこし協力隊」に係る説明事項（募集要項）

令和８年７月１日
下諏訪町産業振興課

## １　下諏訪町の概要

下諏訪町は東京から特急電車で約2時間半、長野県のほぼ中央、諏訪湖の北側に位置する、美しい自然や歴史文化に恵まれた町です。諏訪大社下社の門前町として古くから発展し、また、中山道と甲州街道が合流する交通の要衝にある中山道唯一の「温泉宿場町」として栄えてきました。現在も往時の面影を残す町並みが息づき、豊かな温泉文化と多様な歴史資源が町の魅力を形づくっています。

近年では、移住者が空き家や空き店舗を活用しながら新たな店舗を開業する動きが広がり、新旧の文化が交ざり合い町に賑わいを創出しています。さらには、町中心部から半径３㎞の徒歩圏内に生活に必要なものが揃うコンパクトさも町の魅力の一つです。

## ２　募集の背景・目的

下諏訪町では、少子高齢化や人口減少に伴う地域の担い手不足や地域活力の低下といった課題に対応するため、平成29年に移住定住促進室を設置し、これまで延べ10名の地域おこし協力隊が活動してきました。協力隊員は「地域外の視点」を生かし、町の魅力の再発見や地域との交流促進、移住定住の推進、情報発信などに取り組み、地域活性化に一定の成果を上げています。

現在は2名の地域おこし協力隊が、それぞれの経験や強みを活かしながら、チームとして移住定住促進に取り組んでいます。町では、こうした取組をさらに強化するため、移住希望者との接点づくりや情報発信機能の充実に加え、移住希望者とのマッチングや空き家の利活用促進を含めた受入環境の整備を進めています。

また、町では移住・創業の更なる推進を目的として、町の歴史や文化を色濃く残す旧商家「旧矢﨑商店」を取得し、令和9年度の体験型宿泊・移住交流拠点としてのオープンを目指して、産学官連携のもと整備・運営準備を進めています。

こうした背景を踏まえ、既存の協力隊員と連携しながら移住定住の取組をさらに発展させるとともに、新たな拠点の立ち上げ・運営準備にも関わり、地域資源を活かした関係人口の創出と移住促進を担う新たな隊員を募集します。

## ３　募集人員

若干名

4　応募条件

【必須条件】

(1)　３大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点があり、勤務開始日以降、町に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方。

(2)　普通自動車免許を有する方。
※業務で公用車を使用します。免許を有していない方は任用日までに必ず取得してください。

(3)　PC 業務（office 等での資料作成業務)、メールなどでのコミュニケーション業務経験がある方。

(4)　地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。

【求める人物像】

(1)　移住促進や関係人口の創出など、地域振興に関わる取組に興味関心のある方。

(2)　イベント企画や情報発信、拠点施設の立ち上げ・運営などの業務に意欲のある方。

(3)　地域の歴史や文化、地域資源を活かした魅力発信に関心のある方。

(4)　人とコミュニケーションを取ることが好きで、地域住民や移住希望者など、多様な立場の人と積極的に関わり、関係性を築ける方。

(5)　チームでの協働を大切にし、関係者と連携しながら主体的に行動できる方。

(6)　任期終了後も下諏訪町に定住し、地域の一員として関わり続ける意欲のある方。

5　業務内容

町の移住交流スペース「ミーミーセンタースメバ」を活動拠点として、移住定住に関する下記の【基本業務】と【専門業務】にチーム（下諏訪町、地域団体、地域おこし協力隊、民間企業等）で取り組んでいただきます。

【基本業務】

隊員全員で分担・協力の上取り組んでいただく共通業務を「基本業務」とします。

| | |
|---|---|
| (1)地域連携業務 | 以下(2)～(3)に記載する業務を推進いただくための基盤となる、地域の方々との関係性構築に取り組んでいただきます。<br>地域の行事のお手伝いや、地域の方々との日々の積極的な交流を通じて地域との関係構築を図るとともに、地域事業者との連携を強化し、地域活性化につながる各種事業を推進していきます。 |
| (2)移住希望者対応業務 | ①移住交流スペース「ミーミーセンタースメバ」の運営業務<br>施設の基本運営（清掃、備品管理、貸館対応など）を担っていただきます。また、日々の施設運営に加え、施設への来訪者を増やし、移住希望者との交流促進を図るためのイベントや施策の企画・実施にも取り組んでいただきます。<br><br>②新たな交流拠点の開設準備と施設運営<br>令和９年度にオープン予定の体験型宿泊・移住交流拠点「旧矢﨑商店」の立ち上げプロジェクトに参画していただきます。オープン準備をチームで進め、 |

| | |
|---|---|
| | オープン後は「ミーミーセンタースメバ」の機能を当施設へ移行します。移行後は、当施設のメインスタッフとして、施設運営や地域との連携、文化発信に関する業務を担っていただきます。<br><br>③移住希望者への情報提供及び相談対応業務<br>　移住希望者の方に向けた、移住の際に必要となる情報（住まいや仕事、移住におけるサポート内容等）の提供や相談対応、移住者との継続的な交流や定住サポートに取り組んでいただきます。<br><br>④空き家情報バンク運用業務<br>　空き家の利活用を推進し、移住者とのマッチングを図るため、空き家情報バンクの管理運営及び空き家相談、マッチング推進に取り組んでいただきます。 |
| (3)イベント推進・情報発信業務 | ①移住促進のためのイベント企画推進業務<br>　下諏訪町の魅力発信及び移住希望者の増加を目的としたイベントや施策の企画・実施をチームで取り組んでいただきます。また、都市圏等で開催される移住関連イベントへの参加を通じて、町のPR及び移住促進に関する情報発信を行っていただきます。<br><br>②情報発信業務<br>　移住促進に向けた移住ポータルサイトや SNS 等を活用した情報発信及びメディア運営を行います。 |

【専門業務】

チームの中心（主担当）となって牽引いただく業務を「専門業務」とします。

「専門業務」は以下の「(1)移住プロモーション担当」または「(2)空き家活用・開拓担当」のいずれかを選択していただきます。なお、採用後に適性やチーム体制等を踏まえ、担当業務を調整する場合があります。

| | |
|---|---|
| (1) 移住プロモーション担当 | 下諏訪町の魅力を町内外へ発信し、関係人口の増加や移住希望者との接点づくりを主に担っていただきます。<br><br>①移住促進イベントの企画・運営<br>　現地への来訪を促す取組や、移住希望者と地域住民をつなぐイベントなど、下諏訪町の暮らしや魅力を体感できる企画・運営を主導し、関係人口の創出につながる取組を推進していただきます。<br><br>②東京圏等で開催される移住相談会への参加<br>　東京圏等で開催される移住相談イベントに参加し、諏訪地域や下諏訪町での暮らしや仕事、住まい等に関する情報発信及び移住希望者からの相談対応を行っていただきます。 |

| | |
|---|---|
| | ③SNSやWebメディアを活用した情報発信<br>　SNSや様々なWebメディア等を活用し、下諏訪町の暮らしや地域資源、移住施策に関する情報発信を行います。ターゲット層に応じた効果的な発信方法の企画にも取り組んでいただきます。<br><br>④移住ポータルサイト「くぐると下諏訪」の運営及びコンテンツ拡充<br>　移住者インタビュー記事等の作成を行うほか、町の魅力発信につながる企画の立案・実施を牽引していただきます。<br><br>⑤旧矢﨑商店活用事業に関する情報発信支援<br>　宿泊機能付き交流拠点として整備を進める旧矢﨑商店活用事業について、施設の魅力や下諏訪町の歴史・文化を発信し、施設認知度向上や関係人口創出につながる広報支援を行っていただきます。 |
| (2) 空き家活用・開拓担当 | 空き家の掘り起こしや利活用を通じて、移住定住促進や地域活性化に資する活動を主に担っていただきます。<br>①空き家バンクの登録・成約状況並びに補助金の執行状況の管理<br>　空き家バンク登録物件の状況や成約実績を整理するとともに、空き家活用に関する補助金の申請・執行状況を適切に管理し、制度運用の円滑化と効果検証を行っていただきます。<br><br>②移住希望者と空き家のマッチング支援<br>　移住希望者のニーズ把握を行い、不動産事業者等と連携しながら、移住希望者と空き家所有者の円滑なマッチング及び定住促進を支援します。<br><br>③地域事業者や地域住民との連携体制の強化<br>　不動産事業者や区長、民生委員など地域に精通し町民とのつながりが深い関係者と連携し、空き家情報の把握や利活用促進に向けた協力体制の構築・強化を図っていただきます。<br><br>④空き家に関するイベントや説明会等の企画・実施<br>　空き家の利活用に関する理解促進及び所有者からの相談件数の増加を目指し、空き家所有者向けの説明会・相談会や、移住希望者向けの空き家見学会等を企画・実施していただきます。<br><br>⑤空き家の利活用推進に向けた施策や補助金制度の見直し・提案<br>　空き家の利活用を促進するため、不動産事業者や空き家所有者など多様な関係主体との継続的な意見交換を通じてニーズや課題を把握し、現行施策や補助金制度の効果検証、課題整理及び制度改善・新規施策の提案を行うことで、より実効性の高い支援策の構築に取り組んでいただきます。 |

## 6　任用形態及び期間

| | |
|---|---|
| 任用形態<br>期　　間 | ○身　分<br>パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号）として、下諏訪町長が任用します。<br>○勤務時間・休日<br>勤務時間：週あたり 35 時間　（1 日 7 時間×週 5 日を基本とします）<br>休日：日曜日、月曜日<br>※令和 9 年度の新施設移行に伴い変更になる場合があります<br>○時間外勤務<br>あり　※時間外勤務については代休扱いとなります。<br>○勤務場所（配属）<br>産業振興課商工係兼移住定住促進室配属とし、町内の移住交流拠点ミーミーセンタースメバを中心に勤務いただきます。<br>○任用期間<br>任用開始日から同一会計年度内での任用（条件付採用期間１か月）とします。再度の任用については、客観的な能力実証（人事評価）等のうえ、3 年間までとします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、期間中であってもその職を解くことがあります。<br>なお、任用開始日は令和８年１２月１日を基本としますが、合格者と相談・調整のうえ決定します。 |

## 7　報酬及び活動費用の支給

| | |
|---|---|
| 通常隊員 | ○給料月額　203,700 円<br>○賞与　4.43 月分（期末手当　年 2.52 月、勤勉手当　年 1.91 月）<br>※給料月額、期末手当は給与条例の改正により、変更になる場合があります。<br>※期末・勤勉手当は基準日以前の在職期間に応じて支給月数が割り落としとなることがあります。<br>○住居費<br>月額 4 万円を上限に町が補助します。<br>○通勤費<br>通勤距離、通勤方法に応じて支給します。（上限あり）<br>○協力隊員としての活動に必要な費用<br>消耗品、出張旅費、研修参加費等の費用を予算の範囲内で支給します。 |

## 8　その他待遇及び福利厚生

| | |
|---|---|
| 社会保険等 | ○加入保険（自己負担分は給料から天引き）<br>社会保険・厚生年金・雇用保険（自己負担分は報酬から天引き）、災害補償 |

| | |
|---|---|
| | 〇休暇<br>　年次休暇、そのほか休暇制度があります。 |

9　隊員の自己負担となる主な経費

〇採用となった場合の当町への引越しに係る費用

〇住居に係る光熱水費及び電話等の通信費

〇地域おこし協力隊としての活動以外に係る生活用品、備品等の費用

10　服務

任期中、以下の義務を負います。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）

(2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）

(3) 秘密を守る義務（同法第 34 条）

(4) 職務に専念する義務（同法第 35 条）

(5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）

(6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条）

(7) 兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

11　応募手続について

(1) 応募締切　令和８年８月２８日（金）必着

(2) 応募方法

以下の①又は②のいずれかの方法でご応募ください。

①オンラインによる応募

右の二次元コードを読み取るか、町ホームページ掲載の申込フォームからご応募ください。

※町ホームページ https://logoform.jp/form/N3wp/1614294

二次元コード

②窓口又は郵送による応募

下記の書類を郵送又は持参により、ご提出ください。

【提出書類】

① 応募用紙（様式 1）下諏訪町ホームページからダウンロードしてください。
希望する専門業務（(1)移住プロモーション担当／(2)空き家活用・開拓担当）を明記した上で、応募動機や意気込みを記載してください。

②職務経歴書（任意様式）

③住民票（住民票登録地確認のため、提出日の概ね３か月以内に取得したもの）

※委嘱日まで、応募条件を保持する必要があるため、先に住民票を異動する等要件に変更が生じないよう十分に注意してください。

【応募先】

下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室

〒393-8501　長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

電話：0266-27-1111　内線 274

12　選考

(1) 書類選考（９月上旬）

応募書類による選考を行った後、選考結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) オンライン面談（９月中旬）

書類選考合格者と担当職員とのオンライン面談を実施します。

(3)インターンシップ ＋面接（～１０月下旬）

町内で１泊２日のインターンシップ及び最終面接を実施します。

※宿泊場所は町が用意しますが、交通費は実費になります。

**※随時選考を行います。(2)及び(3)の日程については個別にご連絡いたします。**

13　その他

(1) 選考に係る交通費は実費にてお願いします。

(2) 不採用となった場合の理由等は一切お答えできません。

(3) 応募書類等はお返しいたしません。当町において責任をもって保管、処分いたします。

(4) 応募及び選考に係る費用については、全て応募者負担となります。

【お問い合わせ先】ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

下諏訪町 産業振興課 商工係兼移住定住促進室　（室長）増澤　直彦　（担当）伊藤　生真

電　話：0266-27-1111（内線 274）　FAX：0266-28-1511

E-Mail：iju@town.shimosuwa.lg.jp